

日常生活用具・補装具・障害者情報バリアフリー化支援事業について

1 日常生活用具について

(1) 日常生活用具とは

日常生活用具は、重度の障害のある方（障害者総合支援法対象の特殊の疾病の方（以下「難病患者等」という。）を含む。）が日常生活を営むうえでの不便を解消し、自立して生活を営むことを容易にするための用具で、京都市重度心身障害児者日常生活用具給付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて給付されます。

(2) 品目について

別紙1「要綱別表1」のとおり

(3) 対象者について

別紙1「要綱別表1」のとおり

(4) 利用者負担について

原則として、費用の1割を利用者が負担します。ただし、所得が低い方の負担の軽減を図るため、利用者負担には月額負担上限額を設定しています。

なお、世帯の市民税最多課税者の課税額が市民税所得割46万円以上の場合には給付対象外となります。

<日常生活用具の利用者負担>

所得階層区分	月額負担上限額 (18歳以上)	月額負担上限額 (18歳未満)
生活保護受給世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	0円	0円
市民税所得割16万円未満世帯	18,600円	18,600円
市民税所得割16万円以上世帯 (本人及び配偶者(注)のうち最多課税者の課税額が市民税所得割46万円未満)	37,200円	
本人及び配偶者(注)のうち最多課税者の課税額が市民税所得割46万円以上	給付対象外	

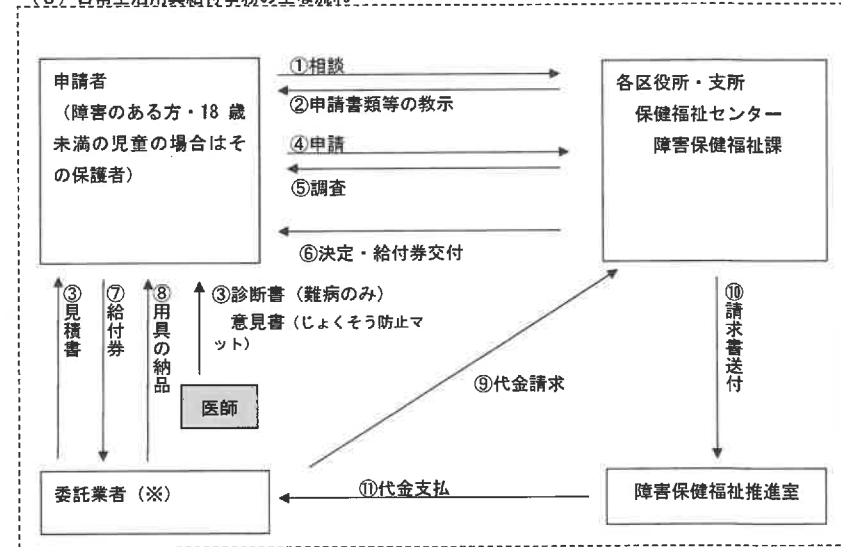
※1 児童の場合、申請者は保護者となります。

また、兄弟等、複数の障害児の利用が同一月にある場合で、申請者が同一人物（兄弟とも父を保護者に設定する場合等）であれば、上記月額負担上限額までの負担となります。

※2 児童の場合、下線部が「本人又は世帯員」になります。

※3 所得階層区分上の世帯の考え方は、障害福祉サービスと同様、住基世帯となります。そのため、本人と配偶者であっても、事情があり住基上別々であれば別世帯として取り扱います。

(5) 日常生活用具給付事務の主な流れ



2 補装具について

(1) 補装具とは

補装具とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づいて支給され、身体障害者、身体障害児及び難病患者等（障害者総合支援法施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者）の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具をいい、以下の①～③全てを満たすものと定義されています。

- ① 障害者等の身体機能を補完又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたもの
- ② 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるもの
- ③ 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるもの

(2) 品目について

別紙2「補装具種目一覧」のとおり

※ 身体障害児者あるいは難病患者等の障害の状況その他、真にやむを得ない事情により、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（補装具種目一覧）」にある補装具では対応できない場合、特例補装具費の支給をすることができます。

(具体例) バギー型車椅子、新方式クライニング型車椅子等

(3) 対象者について

支給を申請する時点で身体障害者手帳を所持しているか、又は難病患者等であって、医師意見書等により補装具が必要な障害状況と認められる方

(4) 利用者負担について

原則として、購入、借受け又は修理に係る費用の1割を利用者が負担します。ただし、所得の低い方の負担の軽減を図るため、利用者負担には負担上限月額を設定しています。

なお、世帯の市民税最多課税者の課税額が46万円以上の場合は補装具費の支給対象外となります。

国		京都市	
所得階層区分	負担上限月額	所得階層区分	負担上限月額
生活保護受給世帯	0円	生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	0円	市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円	市民税世帯所得割 16万円未満	18,600円
		市民税所得割 16万円以上 (本人及び配偶者(注)のうち 最多課税者の課税額が -) (児童は18,600円)	37,200円
市民税課税世帯	支給対象外	本人及び配偶者(注)のうち 最多課税者の課税額が 市民税所得割46万円以上	給付対象外

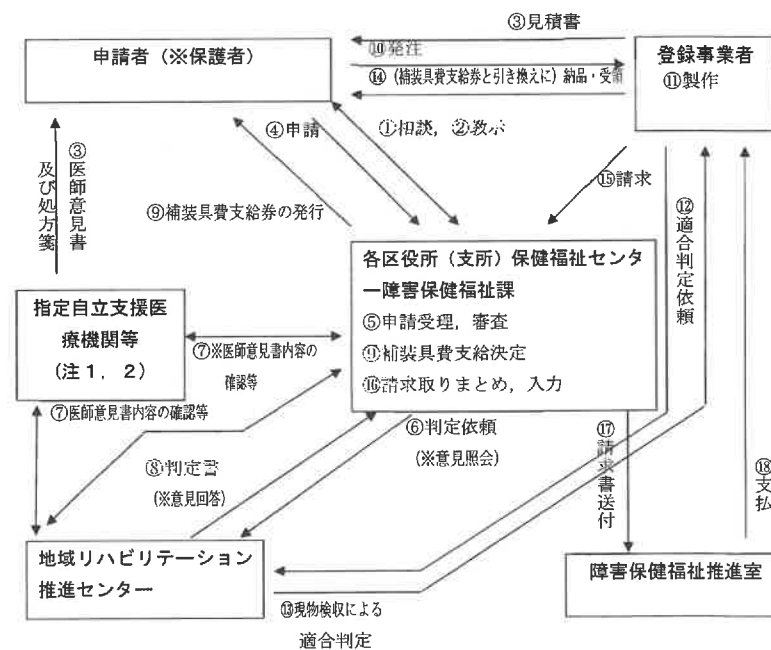
※網掛け部分が京都市独自軽減分

※ 児童の場合、申請者は保護者となります。

また、兄弟等、複数の障害児の利用が同一月にある場合で、申請者が同一人物(兄弟とも父を保護者に設定する場合等)であれば、上記負担上限月額までの負担となります。

(注) 児童の場合、下線部が「本人又は世帯員」になります(平成20年7月から)。

(5) 補装具費支給事務(購入、修理)の主な流れ(※は児童の場合)



注1 補装具に係る医師意見書については、身体障害者福祉法第15条に定められた医師(身障手帳の指定医)、指定自立支援医療機関の当該医療に従事する主たる医師又は難病法第6条第1項に基づく指定医(難病患者等の医師意見書のみ)が作成することとされています。

注2 児童の場合、医師意見書を作成できる者は、注1の医師及び以下の医師です。

- 児童福祉センター診療所の医師
- 特別支援学校の校医(ただし、整形外科・形成外科を標榜する医師が、在学生について作成したものに限り。)
- 保健所の医師

3 障害者情報バリアフリー化支援事業

(1) 事業目的

障害のある人がない人と同様にパーソナルコンピュータ等の情報機器を利用できるための支援を行うことにより、障害のある人の情報バリアフリー化を推進するとともに、自立と社会参加の促進を図ります。

(2) 事業内容

重度視覚障害者（児）や重度上肢障害者（児）が情報機器（パーソナルコンピュータ等）を使用するに当たり、必要となる周辺機器又はソフトウェア（以下「周辺機器等」という。）の購入に要する費用の一部を助成します。

(3) 助成対象機器の例

	障害程度	アプリケーションソフトウェア	入出力機器
重度視覚障害者（児）	1・2級	音声入力ソフト、画面拡大ソフト 音声読み上げソフト、文字認識ソフト 視覚障害者用ワープロソフト	点字ディスプレイ、点字プリンター スキャナー（文字読み取りソフトと併用）
重度上肢障害者（児）	1・2級	意思伝達ソフト	ジョイスティック、大型キーボード プロテクター（上肢保持装置）

※パソコンやタブレット本体は助成対象になりません。

(4) 助成額

対象機器の購入に要した費用の3分の2以内。ただし、10万円を限度とする。

(5) 助成回数

助成は、原則として1人の障害者につき1回に限りです。

(6) 助成対象者

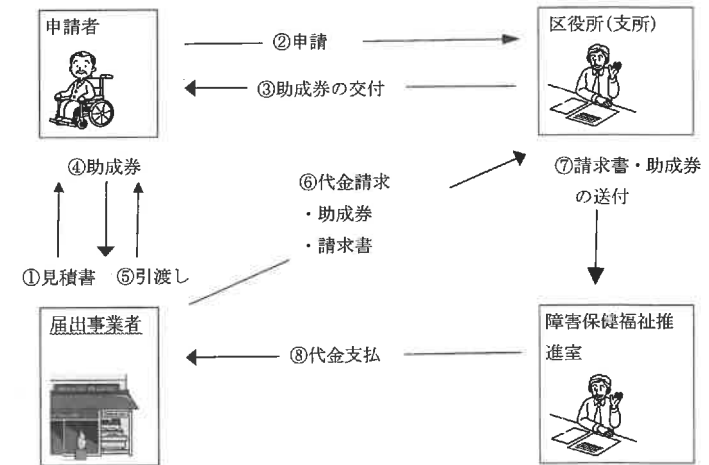
助成対象者は、次の①から⑤のいずれにも該当し、情報機器の使用により社会参加が見込まれる者です。

- ① 京都市内に居住し、かつ京都市が援護の実施主体となる者
- ② 視覚障害又は肢体不自由（ただし上肢に係るものに限る）で、1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けた者
- ③ 周辺機器等を使用しなければ情報機器の操作が困難な者
- ④ 障害者本人、その配偶者及び扶養義務者の前年の各種控除後（給与所得又は公的年金等に係る所得を有する場合、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額（以下「給与所得等の合計額」という。）から10万円を控除する（給与所得等の合計額が10万円を下回る場合は、給与所得等の合計額を控除する。））の所得税課税所得金額（前年の所得額が確定していない場合は、その前年の

所得によるものとする）が、助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者（助成対象者が18歳未満の場合は、その扶養義務者の所得によるものとする。）

- ⑤ 原則として過去に本事業の助成を受けていない者

(7) 事務の主な流れ



* 助成券を取り扱うことのできる事業者は、京都市長に届出があった事業者に限りです。

4 共通

(1) 申請先・お問い合わせ先

お住まいの区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課

(2) その他の制度

戦傷病者特別援護法、労働者災害補償保険法及び介護保険法による福祉用具貸与制度があり、いずれの制度も障害者総合支援法に優先して適用されます。

(3) 本資料について

本資料は令和4年8月1日時点のものであり、今後、制度改正等により変更の可能性があります。

別紙 1

別表 1 (第 4 条関係)

【介護訓練支援用具】

区分	価格	対象者	性能	耐用年数
特殊寝台	154,000 円	下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上の者又は障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定める特殊の疾病(以下「難病等」という。)により寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8 年
特殊マット	30,000 円	下肢又は体幹機能障害 1 級で常時介護を要する者(18 歳未満の児童にあつては、下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者)、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児又は知的障害者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び難病等により寝たきりの状態にある者 ※じょくそう防止マットと重複して給付できないものとする。	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5 年
じょくそう防止マット	80,000 円	下肢又は体幹機能障害 1 級で常時介護を要する者(18 歳未満の児童にあつては、下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者)、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児又は知的障害者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び難病等により寝たきりの状態にある者で、自力で寝返りが行えず、じょくそうを発症している者又はそのおそれがある者 ※特殊マットと重複して給付できないものとする。	じょくそう予防のためのものであつて、送風装置若しくは空気圧調整装置を備えた空気マット又は水等によって減圧による体圧分散効果を有するもの	5 年

特殊尿器	67,000 円	下肢若しくは体幹機能障害 1 級(常時介護を要する者で、原則として学齢児以上の者。)又は難病等により自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので心身障害児、身体障害者、難病患者等及び介護者が容易に使用し得るもの	5 年
入浴担架	82,400 円	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、入浴介護を要する者	心身障害児、身体障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5 年
体位変換器	15,000 円	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する原則として学齢児以上の者又は難病等により寝たきりの状態にある者	介助者が心身障害児、身体障害者及び難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5 年
移動用リフト	159,000 円	下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上の者、又は難病等により下肢若しくは体幹機能に障害がある者	介護者が重度身体障害児、重度身体障害者及び難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。(ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。)	4 年
訓練いす(児のみ)	33,100 円	18 歳未満の者で下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする	5 年
訓練用ベッド	159,200 円	18 歳未満の者で下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上で原則として学齢児以上の者又は難病等により下肢若しくは体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8 年

【自立生活支援用具】

区分	価格	対象者	性能	耐用年数
入浴補助用具	90,000 円以内	下肢若しくは体幹機能障害 3 級以上の者又は難病等により入浴に介助を要する者	入浴時の移動, 座位の保持, 浴槽への入水等を補助でき, 障害者又は, 介助者が容易に使用し得るもの。	8 年
便器	4,450 円 ※5,400 円 ※手すりをつける場合に加算できる金額	下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上の者で, 原則として学齢児以上の者, 又は難病等により常時介護を要する者	身体障害者, 心身障害児及び難病患者等が使用し得るもの (手すりをつけることができる)	8 年
T 字状・棒状のつえ	(木材を主体とし, ニス塗装したもの) 2,310 円 (軽金属を主体とし, 塗装なしのもの) 3,150 円 *価格は 1 本当たりのもので, 両側に必要な場合は 2 本まで交付できる *夜光材付とした場合は 1 本当たり 431 円 (全面夜光材付とした場合は 1,260 円) 加算できる *外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は 1 本当たり 273 円加算できる	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の手帳所持者又は難病等により下肢が不自由な者。ただし, 在宅生活者に限らない。	木材又は軽金属を主体とするもので, 十分な強度を有するもの	3 年
歩行支援用具	60,000 円以内	平衡機能, 下肢機能若しくは体幹機能障害 3 級以上の者又は難病等により下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すりスロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって, 必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防, 立ち上がり動作の補助, 段差解消等の用具とする。	8 年

頭部保護帽	(スポンジ, 革を主材料とするもの) 15,656 円 (スポンジ, 革, プラスチックを主材料とするもの) 37,853 円	平衡機能, 下肢, 体幹機能障害又は児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児又は知的障害者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者若しくは精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けた者で, てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。ただし, 在宅生活者に限らない	ヘルメット型で, 転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	3 年
特殊便器	100,000 円	上肢機能障害 2 級以上の者, 児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児若しくは知的障害者として判定され障害の程度が重度若しくは最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者で, 原則として学齢児以上の者, 又は難病等により上肢機能に障害のある者	温水温風を出し得るもので, 障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	8 年
火災警報器	15,500 円 (1 世帯につき 2 個を限度とする) ※20,600 円 (交流式火災警報器の場合)	2 級以上の身体障害者手帳の交付を受けた者, 又は児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児又は知的障害者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者, 若しくは精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けた者でそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し, 音又は光を発し屋外にも警報ブザー (聴覚障害者については, 補助警報装置を含む) で知らせ得るもの	8 年

自動消火器	① 28,700 円 ② 地震感知安全装置 18,900 円	2 級以上の身体障害者手帳の交付を受けた者、児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児若しくは知的障害者として判定され障害の程度が重度若しくは最重度である者、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けた者又は難病等によりそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	① 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの ② 地震等による揺れを感知し、ガスコンロの火を自動的に消火するもの（地震感知安全装置） ※ ①及び②は重複して給付することができる。	8 年 ※②地震感知安全装置 5 年
電磁調理器	23,000 円	視覚障害 2 級以上で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児及び知的障害者として判定され障害の程度が重度又は最重度であって 18 歳以上の者	視覚障害者、知的障害児及び知的障害者が容易に使用し得るもの	6 年
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000 円	視覚障害 2 級以上の者で、原則として学齢児以上の者	視覚障害者及び視覚障害児が容易に使用し得るもの	10 年
聴覚障害者用屋内信号装置	87,400 円 ※サウンドマスター 36,100 円 ※ 聴覚障害者用目覚時計 8,500 円 (ベッドシェイカーの場合 15,300 円) ※ 聴覚障害者用屋内信号灯 17,800 円 ※個別に給付する場合の価格	聴覚障害 2 級以上の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚及び触覚等により知覚できるもの	10 年

【在宅療養等支援用具】

区分	価格	対象者	性能	耐用年数
透析液加温器	51,500 円	腎臓機能障害の手帳所持者であって、自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5 年
ネブライザー	36,000 円	呼吸器機能障害 3 級以上若しくは同程度(3 級以上)の身体障害者であって、必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者、又は難病等により呼吸機能に障害のある者	障害者、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年
電気式たん吸引器	56,400 円	呼吸器機能障害 3 級以上若しくは同程度(3 級以上)の身体障害者であって、必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者又は難病等により呼吸機能に障害のある者	障害者、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年
酸素ボンベ運搬車	17,000 円	医療保険における在宅酸素療法を行う者	身体障害者が容易に使用し得るもの	10 年
盲人用体温計(音声式)	9,000 円	視覚機能障害の程度が 2 級以上で原則として学齢児以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者及び視覚障害児が容易に使用し得るもの	5 年
盲人用体重計	18,000 円	視覚障害 2 級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5 年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500 円	難病等により人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	6 年

【情報意思疎通支援用具】

区分	価格	対象者	性能	耐用年数
携帯用会話補助装置	98,800 円	音声機能若しくは言語機能障害 3 級以上の者、肢体不自由 4 級以上であって、音声機能若しくは言語機能障害 4 級以上の者又は難病等により音声若しくは言語に障害のある者で、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5 年
点字ディスプレイ	383,500 円	視覚障害 2 級以上の者で、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6 年
点字器	[標準型] (32 マス 18 行、両面書真鍮板製) 10,712 円 (32 マス 18 行、両面書プラスチック製) 6,798 円 [携帯用] (32 マス 4 行、片面書アルミニウム製) 7,416 円 (32 マス 12 行、片面書プラスチック製) 1,700 円	視覚障害の手帳所持者。ただし、在宅生活者に限らない	点筆付きとし、視覚障害者が容易に使用できるもの	[標準] 7 年 [携帯] 5 年
点字タイプライター	63,100 円	視覚障害 2 級以上の者で、原則として就学若しくは就労しているか又は就労を見込まれる者	視覚障害者及び視覚障害児が容易に使用し得るもの	5 年

視覚障害者用ポータブルレコーダー	①(録音再生機) 89,800 円 ②(再生専用機) 48,000 円 ※盲人用テープレコーダー 23,000 円 ※視覚障害者用ポータブルレコーダーに替えて、盲人用テープレコーダーを給付する場合の価格	視覚障害 2 級以上の者で、原則として学齢児以上の者	①(録音再生機)音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児者が容易に使用し得るもの。 又は、 ②(再生専用機)音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児者が容易に使用し得るもの。	6 年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800 円	視覚障害 2 級以上の者で、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児者が容易に使用し得るもの	6 年
視覚障害者用拡大読書器	198,000 円	視覚障害の手帳所持者で、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいものの上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	8 年
視覚障害者用音声読書器	198,000 円	視覚障害 2 級以上の者で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、視覚障害者用拡大読書器の使用が困難な者 ※視覚障害者用活字文書読上げ装置と重複して給付できないものとする。	装置の上に読みたいもの(印刷物等)を置くことによって、文字を音声で読み上げるもの	8 年
盲人用時計	(触読時計) 10,300 円 (音声時計) 13,300 円	視覚障害 2 級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10 年

聴覚障害者用通信装置	33,696 円	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害 3 級以上の者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者(18 歳以上の者)にあっては、聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害 3 級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、聴覚障害者及び聴覚障害児が容易に使用し得るもの	5 年
聴覚障害者用情報受信装置	88,900 円 ※文字放送デコーダー 80,000 円 ※聴覚障害者用情報受信装置に替えて文字放送デコーダーを給付する場合の価格	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児及び聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6 年

人工喉頭	[笛式] 5,150 円 (ただし、気管カニューレ付とした場合は 8,343 円)	音声機能障害又は言語機能障害の手帳所持者で、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者。ただし、在宅生活者に限らない	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4 年
	[電動式] (電池又は充電器を含む) 72,203 円	同上	顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5 年
	(気管カニューレ) 3,308 円 (充電器) 1,680 円 (振動版) 9,270 円 (スナップリード線) 52 円 (プリント板) 15,038 円 (スイッチ) 1,133 円 (電気接点) 4,635 円 (振動スプリング) 1,700 円 (押ボタンスプリング) 1,700 円	同上		-
点字図書	一般図書価格との差額相当額(年間 6 タイトル又は 24 巻を限度とする)	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者(原則として 2 級以上)	点字により作成された図書	-

【排泄管理支援用具】

区分	価格	対象者	性能	耐用年数
ストーマ装具（消化器系）	8,858円（月額） ただし、皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む	直腸機能障害の手帳所持者で、人工肛門のストーマを造設した者 ただし、在宅生活者に限らない	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	—
ストーマ装具（尿路系）	11,639円（月額） ただし、皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む	膀胱機能障害の手帳所持者で、尿路変更のストーマを造設した者 ただし、在宅生活者に限らない	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	—
紙おむつ	12,000円（月額） （紙おむつに代えて、サラシ、ガーゼ、脱脂綿又は洗腸装具を給付する場合を含む）	ストーマ装具等給付事業実施要領に定める者。 ただし、在宅生活者に限らない	価格の範囲内で、用具の交換に当たって、衛生上必要と認められるものを付加することができる。	— ただし、洗腸装具は6箇月
収尿器	[男性用] （普通型）7,931円 （簡易型）5,871円	カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする者又は常時失禁状態にある者。 ただし、在宅生活者に限らない	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとし、ラテックス製又はゴム製	1年
	[女性用] （普通型）8,755円 （簡易型）6,077円	同上	（普通型） 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの （簡易型）採尿袋20枚を1組とし、ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの	1年
	（サポーター） 4,200円 （ゴムバンド付収尿瓶） 4,095円 （ゴム管及びつなぎ管付き収尿ゴム袋） 2,048円	同上		—

【居宅生活動作補助用具】

区分	価格	対象者	性能	耐用年数
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	200,000円 （原則1回限り）	下肢若しくは体幹機能障害3級以上の者又は難病等により下肢若しくは体幹機能に障害のある者	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—

（注）1 価格には、消費税相当額（1円未満は切り捨て）を含む。（非課税物品を除く。）

2 脳原性運動機能障害の場合は、表中の四肢機能、下肢機能又は体幹機能に係る障害に準じ取り扱うものとする。

3 脳血管障害等による一上下肢機能障害の場合は、表中の体幹機能に係る障害に準じ取り扱うものとする。

4 入浴補助用具及び歩行支援用具については、当該給付決定日から1年を超えない範囲内に限り、別表1の価格の欄に定める金額の範囲内で、分割して給付することができる。

別紙2

補装具種目一覧 (平成18年厚生労働省告示第528号)

				(単位:円)					
種目	名称	R4購入基準	耐用年数	種目	名称	R4購入基準	耐用年数		
義肢(注1,2)		470,000	1~5	電動車椅子	普通型(4.5km/h)	314,000	6		
装具(注1,2)		86,000	1~3		普通型(6.0km/h)	329,000			
座位保持装置(注1)					394,000	3		簡易型 A 切替式	157,500
視覚障害者安全つえ	普通用	繊維複合材料	3,550		2	B アシスト式		212,500	
		木材	1,650		5	リクライニング式普通型		343,500	
	携帯用	軽金属	2,200		5	電動リクライニング式普通型		444,400	
		繊維複合材料	4,400		2	電動リフト式普通型		725,100	
		木材	3,700		4	電動ティルト式普通型		582,600	
眼	レディメイド	軽金属	3,550		4	電動リクライニング・ティルト式普通型		1,016,100	
		身体支持併用	3,800		4	座位保持椅子(児のみ)		24,300	3
眼鏡	オーダーメイド	17,000	2	起立保持具(児のみ)	27,400	3			
		82,500	2	歩行器	大輪型	83,100	5		
	矯正用3	6D未満	17,600		四輪型(腰掛つき)	39,600			
		6D以上10D未満	20,200		四輪型(腰掛なし)	39,600			
		10D以上20D未満	24,000		三輪型	34,000			
		20D以上	24,000		二輪型	27,000			
	遮光用	前掛け式	21,500		固定型	22,000			
		掛けめがね式	30,000	交互型	30,000				
	補聴器(注4)	コンタクトレンズ	15,400	2	頭部保持具(児のみ)	7,100	3		
		隠形用	掛けめがね式	36,700	2	排便補助具(児のみ)			
焦点調整式			17,800	2	歩行補助つえ	松葉づえ	木材 A 普通	3,300	
高度難聴用ポケット型		41,600	5	木材 B 伸縮		3,300			
高度難聴用耳かけ型	43,900	5	軽金属 A 普通	4,000					
重度難聴用ポケット型	55,800	5	軽金属 B 伸縮	4,500					
重度難聴用耳かけ型	67,300	5	カナディアン・クラッチ	8,700	4				
耳あな型(レディメイド)	87,000	5	ロフストランド・クラッチ	8,700					
耳あな型(オーダーメイド)	137,000	5	多脚つえ	6,600					
骨導式ポケット型	70,100	5	ブラットフォーム杖	24,000					
骨導式眼鏡型	120,000	5	意思伝達装置	文字等走査入力方式		5			
普通型	100,000	6		簡易なもの	143,000				
リクライニング式普通型	120,000	6		簡易な環境制御機能が付加されたもの	191,000				
ティルト式普通型	148,000	6		高度な環境制御機能が付加されたもの	450,000				
リクライニング・ティルト式普通型	173,000	6		通信機能が付加されたもの	450,000				
手動リフト式普通型	232,000	6	生体現象方式	450,000					
前方大車輪型	100,000	6	内人工耳	人工内耳用音声信号処理装置修理	30,000	-			
リクライニング式前方大車輪型	120,000	6	(注1)	義肢・装具・座位保持装置の基準額については、令和2年度交付実績(購入金額)1件当たり平均単価を記載。(千円未満は四捨五入。令和元年度補給行政報告例より。)					
片手駆動型	117,000	6		(注2) 義肢・装具の耐用年数について、18歳未満の児童の場合は、成長に合わせて4ヶ月~1年6ヶ月の使用年数となっている。					
リクライニング式片手駆動型	133,600	6		(注3) 遮光用としての機能が必要な場合は、30,000円とすること。					
レバー駆動型	160,500	6		(注4) デジタル式補聴器で、補聴器の装用に關し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算すること。					
手押し型A	82,700	6							
手押し型B	81,000	6							
リクライニング式手押し型	114,000	6							
ティルト式手押し型	128,000	6							
リクライニング・ティルト式手押し型	153,000	6							

第13次改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第129号